

にいたのさくあと

新田柵跡第 15 次調査

発掘調査成果速報

大崎市教育委員会

調査要項

遺跡名：新田柵跡

調査地：大崎市田尻大嶺字北山地内

調査原因：学術調査（国庫補助）

調査主体：大崎市教育委員会

調査面積：26.5㎡

調査期間：令和8年5月18日～6月19日

はじめに

新田柵跡は、「続日本紀」の天平9年（737）条に陸奥国の国府である多賀城とともに記載される、古代の城柵遺跡です。

遺跡は、大崎市田尻地域大嶺地区・八幡地区に所在し、清滝丘陵とそこから南に延びる尾根、さらに尾根に取り囲まれた低地を含む大規模な遺跡です。これまでの踏査や発掘調査によって、丘陵上に築地塀か土塁と考えられる土手状の高まりが東西約1.5km、南北約1.7kmの範囲で分布することが確認されています（図1）。

過去に行われた発掘調査では築地塀や土塁といった外郭施設の他に、西門や北門、遺跡の内部を区画する材木塀跡、役所の建物である四面廂付掘立柱建物跡など大型の建物が発見されています。



図1 遺跡全体図

調査の目的

新田柵跡では、平成11年度から国庫補助事業で範囲確認調査を行い、外郭施設や内部施設の解明を目的に発掘調査を行ってきました。平成23年度の調査を最後に中断していましたが、昨年度から再開しました。今回の調査は遺跡の範囲を確定させるために、東辺を区画する外郭施設の存在が推定される地区を対象に、外郭施設の構造や規模を把握することを目的に調査を行いました。

調査成果

北側にA区、南側にB区の2カ所に調査区を設定し、発掘調査を行いました。両調査区とも外郭施設として想定していた築地塀や土塁、これらに伴う大溝などの遺構は発見できませんでした。

【A区】

遺構は一切確認できませんでした。

【B区】

現在、地表面で土手状の高まりが確認でき、外郭施設の存在を推定していましたが、築地塀や土塁などの遺構の痕跡は確認できませんでした。

南北方向に延びる溝(SD714)を発見しましたが、出土遺物もなく、年代は不明です。溝の規模は上幅0.8m、下幅0.3m、深さ0.5mです。

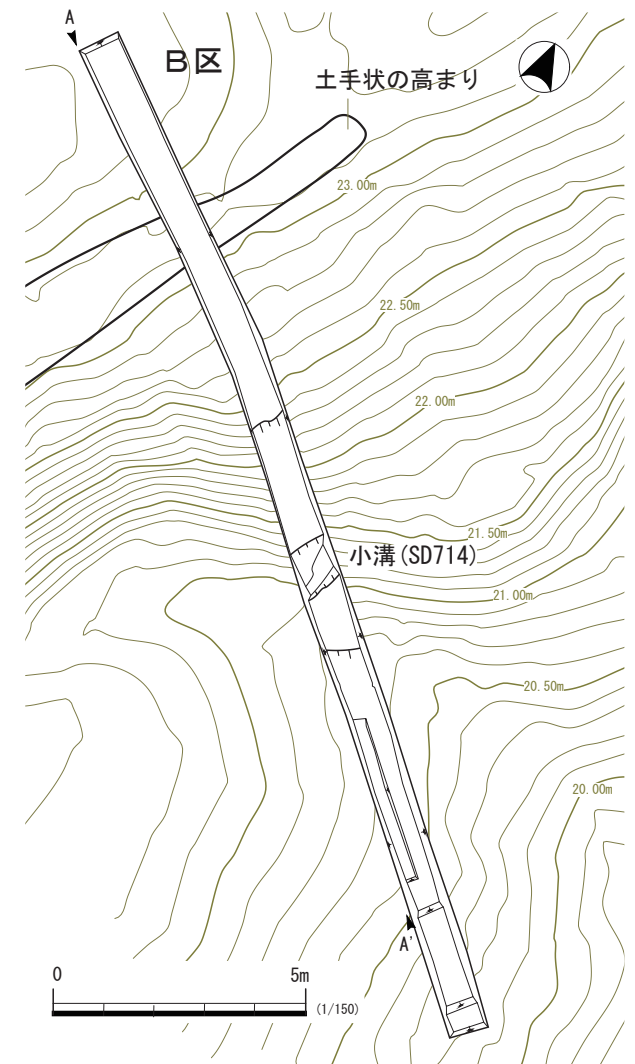


図2 調査区平面図（B区）

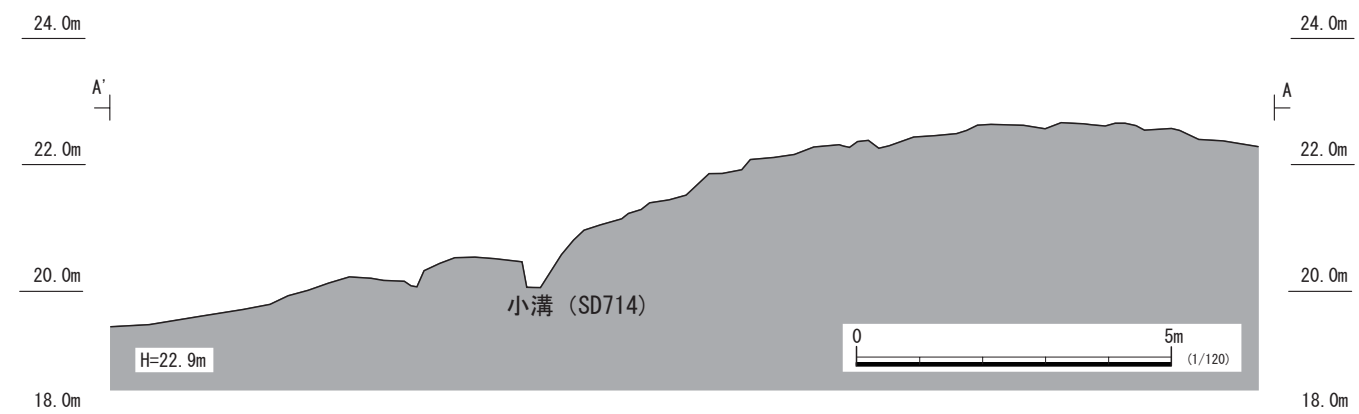


図3 調査区横断面図（B区）

まとめと今後の展望

遺跡の東辺を区画する外部施設の存在が推定される地区を対象に調査を行いました。新田柵跡の外郭施設といえる遺構を発見することはできませんでした。東辺の位置について、今後検討をしていきます。



土手状の高まり（北西から）



土手状の高まり（北から）



土手状の高まり（南東から）



土手状の高まり東側（北から）



B 区完堀（南東から）



地形の落ち込み（北から）



SD714(北から)



A 区完堀（西から）

【用語解説】

築地塀：ついでべい土をつき固めながら積み上げていく「版築」はんちくという工法でつくられた壁体に屋根を設けた構造の土塀。屋根の種類は瓦葺と板葺があるが、今回周囲から大量の瓦は発見されていないことから、板葺の可能性が考えられます。

材木塀：さいもくべい角材や丸材などの材木を立て並べて造った区画施設。築地塀や土塁と併用され、特に低湿地で採用されます。

外郭施設：がいかくしせつ城柵の建物などを外敵から守るため、取り囲むように造られた築地や土塁、材木塀などの施設です。

四面廂付掘立柱建物：しめんひさしつきほったてばしらたてもの中央の身舎もやの四方に一間分の廂ひさしが配置される構造の建物で、役所や寺院にみられるように、格式の高い建物に採用されました。四方から囲うことで、建物内部の空間利用の多様性が生まれます。

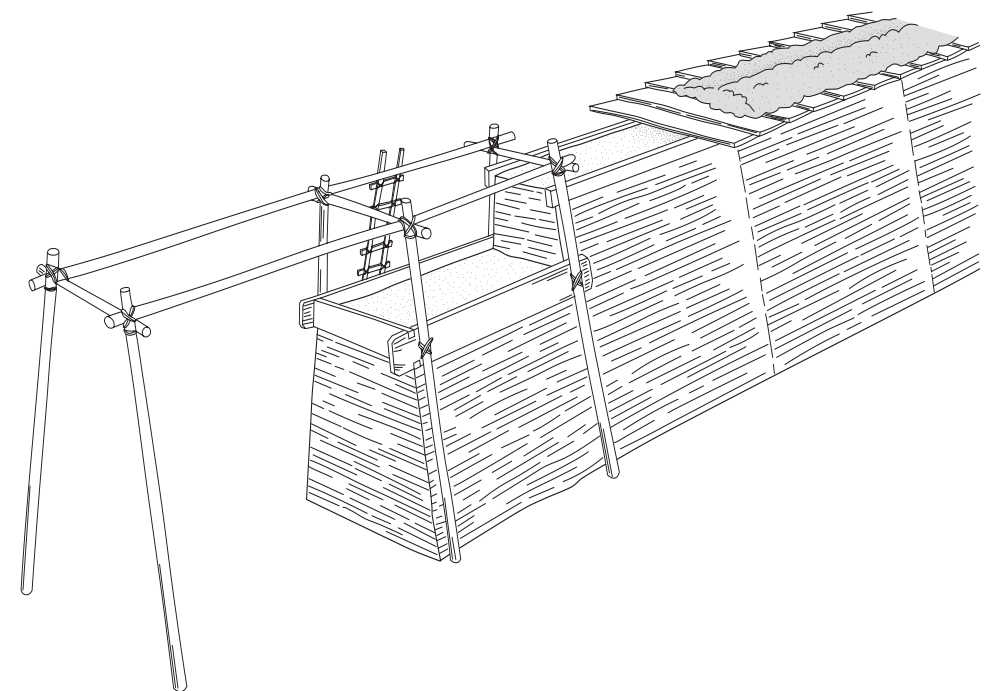


図4 築地塀想像図

出典：（図1）国土地理院発行の2,500分の1国土基本図「X-PE13・14」に加筆